

第二十四回国会
衆議院

内閣委員會議録第十六号

昭和三十一年三月一日(木曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事 大平 正芳君 理事 高橋 等君

理事 保科 善四郎君 理事 宮澤 胤男君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 大村 清一君

小金 義昭君 椎名 隆君

薄田 美朝君 田中 正巳君

辻 政信君 床次 徳二君

林 唯義君 平野 三郎君

福井 順一君 眞崎 勝次君

栗山 博君 山崎 巖君

山本 正一君 横井 太郎君

西ヶ久保 盛光君 飛鳥田 一雄君

石橋 政嗣君 稻村 隆一君

片島 港君 田原 春次君

西村 力弥君 細田 綱吉君

山田 長司君 森 三樹二君

出席國務大臣 鳩山 一郎君

内閣總理大臣 船田 中君

出席政府委員 國務大臣

内閣官房長官 根本龍太郎君

法制局長官 林 修三君

防衛行政次官 永山 忠則君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(人事局長) 北島 武雄君

防衛庁参事官 (経理局長) 久保 龜夫君

(裝備局長) 委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

三月一日

委員江崎真澄君、田村元君、林唯義君及び下川儀太郎君辭任につき、その補欠として平野三郎君、田中正巳君、山崎巖君及び田原春次君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として山田長司君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十九日

東北地方に断崖手当支給に關する請願(田子一民君紹介)(第九一五号) 元滿州国日本人官吏に恩給法適用に關する請願(續續彌三君紹介)(第九一六号) 未歸還公務員に対する恩給法改正の請願(安藤覺君外一名紹介)(第九一七号) の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号) 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○山本委員長 これより會議を開きます。 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を続行いたします。辻君。

○辻委員 第二十二国会で防衛關係法

案が、七月二十日の当委員会において採決されましたときに、私は當時の民主黨を代表しまして、八項目の希望を付して政府原案に賛成したものであります。船田長官も當時内閣委員として列席されたことでもあり、その内容は十分御承知のことと存じますが、御参考までにその大要を申し上げます。第一に、長期防衛計画は、經濟六カ年計画と世界情勢の推移、米軍との關係、科學の進歩等を考えあわせ、すみやかに自主的に決定されたいこと、第二は、國力に即応した空軍を主体とする少数精銳の自衛軍を作ること、防衛の根本方針となすことであり、第三は、防衛生産の自立についてであり、第四は、米軍のまねをした現在の制度を日本に適するように根本的に改めることであり、第五は、自衛隊の配置において、毫岐、對馬等離島の防衛を強化することであり、第六は、給与を適正にし、特に北海道在勤自衛隊員に対し、その生活環境を考へて増俸または減税の処置を講ぜられたいことであり、第七は、文民優位とは政治が軍事に優先する意味であり、そのためには現状を改めて適材を適所に配置し、能率を向上させることであり、第八は、基地問題について日本の態度を米軍にもはっきり示して、國民に對し攻撃基地となるかのような不安と誤解を与えないことであります。つきましては、これらの諸点について長官が三十一年度の計画にどのように織り込まれたかをまづお伺いいたします。

○船田國務大臣 ただいま辻委員の御質問にございました、昨年第二十二国会における辻委員の賛成討論の際に述べられました御意見は、御趣旨におきましては私はまことにごもっともであると存じます。ただ今日の財政、また自衛隊の整備の過程におきましてこれを全面的に取り入れることのできませんでしたことは、まことに遺憾に存じます。しかしそのうちにおきまして、三十一年度の予算に取り入れておるものもかなりございますし、なお三十一年度の予算の編成につきまして、辻委員の仰せられたようなことにつきましては、十分考慮を加えてやっておるのでございます。

その詳細については、なお政府委員からも補足御説明を申し上げることにいたしますが、そのうちおまなものでございまして、私承知いたしておりますことを申し上げますと、長期計画のこととでございますが、この防衛長期計画を立てるといふことは、まことにこもつともなことであり、私もそのつもりで計画を進めております。御承知の通り、国防會議法案を本日衆議院に提出をいたしました。国防會議が設置せられましたならば、さうそこの国防會議に諮問をいたしましたとして長期防衛計画を立てることに、そして政府案としてこれを承認するようにいたしますと存じます。 次に空軍に重点を置けということでございます。このことも予算委員会及び当委員会におきまして、社會黨の諸君からもその点についてしばしば御質問がございました。われわれの考えております大體のところは申し上げたのでありますが、三十一年度におきまして、陸上自衛官一万名を増員するということは、陸に偏重ではないかという御意見は、これはごもっともな点もございまして、しかしながら米駐留軍の撤退ということも考慮いたしますと、陸上において自衛隊の整備をはかるといふことが必要でありますので、三十一年度において一万名を増員するということにはいたしました。この理由につきましては、先般来たびたび申し上げておりますので、その詳細はここに省略させていただきます。空の方につきましては、御説の通りまことにお願いしておる。これは御承知の通り一昨年の七月初めて発足いたしましたのでございまして、その点において陸上及び海上の自衛隊に比較いたしますと、おくれしておりますことは事実でございます。しかしながら航空自衛隊の整備につきましては最善の努力を尽しまして、三十一年度においても相当の増勢計画を立てております。また生産の方におきましても、練習機のT33及び実用機のF86Fの國産化ということにつきまして、すでにアメリカ側とも協定を結びまして着々その計画を進めております。現にT33練習機のごときは、すでに一機製作ができ上りまして飛び立っております。國産機が初めて日本の空に飛び上る、初めて日本人の手によりまして空に飛

び上るというところまで進みつつあるのでありまして、この点につきましても、御趣旨の点を十分考慮いたしまして、その計画を進めておる次第でございます。

三の防衛生産につきましては、これはまことにごもっともでございます。しかも防衛の責任者として見まして、場合において、この点におきまして一番おかれておると存じます。いかにアメリカから優秀な兵器あるいは弾薬、艦船、飛行機等を供与されても、これがほんとうに日本において根をはやすという点でなかつたならば、ほんとうの防衛力にはなりませんので、この点につきましては、これまで長期計画と相並行いたしまして、ぜひとも国防会議に諮問をいたしまして、長期防衛生産の計画も立てるようにして参りたいと考えております。しかし飛行機等の生産につきましては、先ほど申し上げましたように、できるだけのことはいたして、始めておるわけでありまして、ただ弾薬生産につきましては御承知の通り、朝鮮戦争が始まりました後、特需が連合軍の方から出まして、それに依存しておるというふうなことでございましたが、この問題につきましては、予算化はできませんでしたが、将来においてこの基礎を何とか育成するように進めていきたい、かように考えております。

それから第四の編成の改変の問題でございますが、これもアメリカ方式でなく、ほんとうの日本に最も適するよう改めるといふ点につきましてはまことにごもっともでございますので、その点につきまして漸次改変を加え、また改善すべきものは改善をいたしまして、

て、日本の自衛隊としての育成に努力をして参りたいと考えております。

それから五番目に離島の防衛の問題でございますが、これは先般來自衛隊の配備の問題につきまして、社会党の諸君からもたびたび御質問がございまして、そのときに答弁申し上げておることでございまして、何と申しまして今日の内外の情勢を見ました場合に、北海道と九州にまず重点を置くということは当然なことでありまして、従いまして北部方面艦隊、西部方面艦隊、しかもその配下に相当な陸上の自衛隊の整備をはかっておるのでございまして、さればといつて治安問題を無視しておるわけではございません。この点につきましても十分考慮いたしつづつ三十一年度の配備計画を進めたいわけでありまして、なお離島の問題につきまして、特に御指摘になりました岩波、対馬でございまして、対馬に一個大隊ぐらゐのものを置いてはどうかというところでございます。これは一応ごもっともなようでございますが、あの地勢等から見まして、まず道路の整備をはかることが肝要ではないかというところ、あるいは施設部隊等を派遣いたしまして、道路の整備をはかるというふうなところ、まずやつて参ることがよくはないかと考えまして、これは関係各省との間においても協議を進めて、ただいま御質問の御趣旨にありました点は十分考慮して参りたいと思ひます。岩波の問題につきましても、同様に島民の方々の心配のないような体制を整えるように進めて参りたいと思ひます。

第六番目に給与の適正のことでございまして、これも御趣旨においてはご

もつともなことで存じます。ことに北海道につきましても、あゝいう土地柄からいたしまして、相当給与の改善をいたすべき点はあると思ひますが、これは一般公務員との関係もございまして、公務員制度調査会が今せっかく研究しておるものもございしますので、それらともならみ合せてできるだけのこととはいはしたいと思ひます。しかし今日におきましても、たとえば隊員の官舎の整備ということにつきましては、他の地方に比較いたしまして、北海道に重点を置いて整備をはかりつつあるような次第でございます。

第七番目に、適材適所主義を實現すべきであるという御意見につきまして、まことにごもっともでございます。これにつきましても十分に考慮を加え、また公務員制度調査会の研究とも相待ちまして、適材適所主義の目的を達成するようにはかつていきたいと思ひます。

それから最後に、基地の問題でございますが、これも多くの国民諸君の間非常に誤解があるようでございます。ですから誤解を一掃いたしまして、いかにアメリカの前進基地であるがごとき感を持たれておるというところ、まことに遺憾な点でありまして、これは日米の關係から申しまして、まことによくないことでありますので、われわれ防衛の責任者としていたしましては、その点をばつきり国民諸君の間に説明を加えまして、そして誤解の生じないよう進めて参りたい。また拡張すべきものは拡張しなければならせん。ことに日米間の約束によつてこちらが引き受けておりますものは、どうしてもすみやかに成立しな

ればなりませんので、三十一年度の予算におきましても、約百五億圓という相当多額の施設等の提供費を計上いたしておるようなわけでございまして、これにつきましても、将来日米間にいまわしい關係の生じないよう、十分はつきりさせて参りたいと考えておる次第であります。

従いまして大體たたいま申し上げましたように、辻委員の昨年国会においで主張せられ、ただいま御質問の要旨としてあげられました点は、御趣旨においてはおもつともでございますので、われわれといたしましては、できるだけのことはいたし、そのよいところ、できるところは直ちに實現するというように進めて参りたいと思ふ次第であります。今後におきましても十分検討を加え、實現をはかつて参りたいと思つております。

○山本委員長 この際、議事進行に關し、西村君より発言を求められております。これを許します。西村君。

○西村(力)委員 一昨日わが党の石橋委員から、自衛の限度について船田防衛庁長官の答弁が、第二十二国会の本委員会における鳩山総理の答弁と食い違ふというまことに歴然たる、しかも重大なる御指摘がありまして、鳩山総理の当委員会への出席方の要求が出ました。それに対して委員長は最大の努力をすることを約束されましたけれども、結局委員長が腹案としてちらつと示された通り、鳩山総理と船田長官との話し合いによる結論を代読する、こういう方針通りに持っていられまして、ので、われわれとしてはまことに遺憾と思う。国会において本人の答弁ではなく、その代読をするという先例を開

いた点において、委員長は重大なる前例を作つた。われわれは委員長のこの態度に対して一つの警告を与えなければならぬ、かように考えておるのであります。

次にもつと重大に考えなければならぬ点は、鳩山総理が当委員会に出席できない理由、それは外人と会う約束があるから、どうしても出られない、こういう理由を付しておりますけれども、われわれの調査によりますと、鳩山総理は家で安閑と疲れを休めていらつしやう。こういうことだ。十時には本院に登院され、参議院の予算委員会には十時半からですか出席なさる。そういうことでありますので、昨日も總理の本委員会に出られないという事情、これは虚偽だといわざるを得ないと思ふ。前に吉田内閣当時、吉田總理は神経痛と称し、われわれの出席要求に対し、あるいは国民が重大な關心を持つてゐる重要法案に對しても、總理としての所信を披露する熱意を失つて、大磯の私邸にぬくもつていたのですが、それを与党の諸君はかばい、あるいは国会もそれを見のがしっておつたということでは、とうてい国会の信用を高める上から認められないことである。そのことがまた今回鳩山總理のそういう虚偽の行動によつてそのまゝ見過ごされるということになれば、これは重大なことになると思ふ。總理は御病体でいられるから、そういうふうな理由でなく、私は病気でどうしても出席できないからかんとおして下さい、こう言ふならば、これはわれわれお互い人間同士ですから、それを認めないわけではない。その事情を聞かれた国民は、あゝ鳩山さん、

御病氣になられて御苦勞千万、そのような御病氣の方ならば、国政を担当する總理としての信をわれわれはおくわけにはいかぬ。一日も早く休んでもらいたいと思う、こういうふうな國民は思ふでありましよう。われわれも互いに眞実を吐露しあつて、國家のために眞実なきを期すべきである。それをいやすくも本委員会において虚偽の理由をもつて出席を断つてくるということは、われわれは断固として認めることはできない。その間のいきさつについては官房長官もおいででございませうから、はっきりしてもらいたい。これはきよの毎日新聞にも首相が音羽ですか、あそこにおられてぬくぬくせられたということが書いてあるのです。そういう新聞を國民も見ています。そこで私たちがそのまゝにしておつたならば、国会の連中も間抜けなもんだな、こう笑われるのであります。国会の信用地に落つ、これは非常に重大なる問題であると考え、この点ははっきりしてもらいたいと思う。これが第一点。

それから昨日の合意による首相の意思だという答弁がもう数時間もたないうちに、参議院においてくつがえつて、首相は外国から侵略を受けたときにはこちらから侵略することができ、こういうことをはっきり言つてゐる。あとで訂正をなさつてゐるようでございませうけれども、いやしくも一國の總理が侵略するということ、自衛のための攻撃はやむを得ないということ、これも日本語の使い方を誤まるといふことは、われわれにはとうてい考えられない。また考えたくない。總理がそれほど言葉の使い分けもわから

らないような無能力者だというようなことは、私たちは言いたくない。だがあいつの言葉が出たということは、結局底の方にそういう意図が隠されてゐるのだ、そのために自衛隊を増強し、憲法を改正し、国防會議法案も通そうとする。その底意があの侵略という言葉を以てしたくも現れたのだと考えざるを得ない。そういう底意はないのだ、ただ単にひよつと誤まつて使つたんだというならば、日本語の使い方を知らない無能力者、總理は無能力者ということになる。いずれにしても重大な問題である。しかも侵略するといふことになれば、これは國家のあり方があつたのである。われわれは平和を求め、戦争を放棄するといふ立場から、侵略もできるのだというやうな工合に、日本が一挙に昨日の答弁からあれを契機として變つたといふを得ない。重大なる発言であると思ふ。

よつて昨日代議せられた答弁は、われわれは絶対にその通りであるといふ工合に受け付けるわけには參らない。今から何年か過ぎてそういう言葉が出たといふなら、かく、ここで鳩山總理の意思だといつて答弁された数時間後に、はつきりあつたやうな答弁がされた、しかも重大なる違つた答弁がされてゐる。だから私は議事進行として要求するのは、一つは官房長官に、きのう出席せられなかつたいきさつを、克明に、正直にここに説明してもらいたいといふこと、もう一つはきのう参議院の内閣委員会の答弁が、われわれに對する答弁と食い違つたといふことは、われわれが侮辱されたものであると思ふ。まことにその言葉を受け取る

るわけにはいかぬから、その答弁は返上し、本日總理の出席を求めてわれわれは總理の見解を聞く質問の機会を与えられるまで、本委員会の進行は一時ストップせざるべきである。私はこの質問を留保する。以上委員長においてお計らいを願います。

○根本政府委員 昨日總理が外人と會う約束をしておつたことは事実でございませう。そのために松本官房副長官が通訳のために行つておつたのでございませう。しかし御承知のように、国会の方は十時から参議院の総括質問がありまふので、それまでの間に會わなければならぬ、こういう約束をしておつたのであります。これは相手側はフィリピン、ユネスコの代表でございませう。總理はそのために待機しておつたのであります。九時三十分ごろだったといふことであります。これは松本君から今報告を聞きましたが、行つて待つておりましたところ、インペリアル公使の方から、実はこちらの方都合があつて、本日はあいつに行くと

ころを少しおくれる、こう言つてきたので、実は国会との約束もありますので、それまではお待ちすることはできないといふことで、これは向うの方から中止になつたといふことでございませう。国会は十時から總理が登院しておられまして、決してのんびんだらりと国会を輕視して静養しておつたといふ事實はありません。ただたまたま新聞に、總理が食事までの間ゆつくりしておつたのをあいつうふに言ふかと思ひます。そういうふうな誤解が出たと思ひます。しかしその点は、明確に今調べた結果そういうことになっておりますので、御報告申し上げます。

それからその次に、昨日の参議院の予算委員会におきまして、總理が戸叶武君の御質問に對する答弁中、侵略といふ言葉が使われた。これは当委員会におきまして、總理と船田長官との間において合意の上發表いたしました答弁と違つてゐる、こういうふうな御指摘でございませう。これはあそこに御出席していただきますれば、さうな誤解はないことと思ひます。これは總理が従前も、侵略といふことは断じてやらないといふことは、これは前後の経過から見てもおわかりの通りであります。ただし向うの方から侵略してきてどうにも処置ができない緊急事態の場合には、相手方の基地を攻撃して、い

わゆるたたくといふ意味において申し上げたのであります。向うが侵略してきたといふところを、言葉が續いておりました關係上言ひ違へたのであります。人間にはいかなる場合にも言ひ違ひがあります。言ひ違ひをとらえて、さうしてそれが眞意ととられるといふことは、まことに私は遺憾であるといふこと。その席上におきましては、總理は明らかにそれを訂正いたしてゐる次第でございませう。どうぞそのやうに御了承願ひたいと思ひます。

○西村(力)委員 フィリピン、ユネスコ代表との会見の先約があつたが、それを九時三十分に向うが断つた。あなたたは国会を重視せられ尊重せられる總理の態度であるといふが、重大なる発言の食い違い、しかもこの問題は、新しく自衛の限度といふものが政府の見解によつて拡大されるかいかといふ重大な問題であります。國民の安心感といふか、安全といふか、さういふものとも直接關係する重要な問題につ

いて、さういふ食い違いを説明するために總理の出席を求めて、その熱烈な要求が總理のもとに通じておつたはずで、それから九時三十分には解約になつたら直ちにこちらに來れるはずで、さうすれば国会を尊重するといふあなたの発言をわれわれも了承しようが、これをしないので参議院にだけ行つても、これは国会尊重という工合には言えないではありませんか。さういふことはわれわれはとうていあな

たの言葉通りには聞かれないのです。しかもきのうは当委員会は例になく九時三十分から始まることになつたけれども、議員各位の精勵によつて九時四十二分に始まつた。例になく十二分間のおくれだけで開會になつた。だから九時三十五分となれば、急いでおいでになれば、その開會に間に合ふといふに當然である。さうしてまた電話があれば二、三分で通じて、今行くからといふ工合にできるはずなんだ。それをやるといふやうな工合にできなかったのかどうか。十時ごろに出るのを、ちよつと先に知られて、それでは衆議院の内閣委員会の重大なる問題に私の所信を披瀝しましよ、さういふ工合にできないのか。さうすれば国会尊重といふあなたの言葉も生きてきます。

鳩山さんの眞顔も生きてくるものではないかと。吉田前總理とは全然違ふといふことで、國民の信頼をつなくゆえんともなるのではないかと、さう思ふ。その点断つてから参議院に出席するまでにさういふ努力をなされたかどうか。

○根本政府委員 私がただいま申し上げましたように、三十分からお会いする予定なので待つておりましたが、來

ないので、そこでお尋ねしたところ、向うから、間に合わない、それで少し時間をおくらせてくれという申し込みがあったので、実は十時から参議院の総括質問に行く予定になっていたから、それではきょうは困難であるという事を申し上げたという事実を、私は申し上げておるのでございます。総理は、第一次鳩山内閣から今日まで、特にさぼって国会に出ないという事のないことは、御承知の通りでございます。今回の問題につきましても、向うの方からの連絡がおくれたために、そうして他にもいろいろな来客があったのでありますが、それでそういう手違いをしたのだと思いますが、これは故意にやったのではないという事を御了承願えと存じます。私は先ほど当委員会の方から要請がありましたので、事実を——私当時おりませんでしたから、その場に連歌のために行っておりまして松本副長官が、その状況をお知らせした次第でございます。これを昨日フイリビンのユネスコの代表と会う約束がございせんならば、松本副長官をあそこに派遣してはいたないのでございます。こういう事実によりまして、これははつきりと事情がわかるのでございます。そういう意味において御了承のほどをお願い申し上げます。

○西村(力)委員 フイリビンのユネスコ代表と会う約束が向うの都合でだめになったのは九時三十分だった。こちらの開会が九時四十二分です。その間電話で連絡しておけば、総理がおいでになるというので、私たちは喜んでお待ちをするのです。もちろん故意にそういう工合に内閣委員会に出席を回避

したのじやないのだらうけれども、その間何らの努力をせないで参議院にまっすく行かれたということは、故意でないとしてもこれは一つの怠慢である、こういう工合に言えるではないか。

○根本政府委員 さような御解釈もございまいし、実はこの防衛活動の限界についての総理の意思を明らかにするというのが趣旨だったと存じております。それにつきましては、私も立ち会いました。総理と船田長官がおいでになって、こういうのが真意であるという事が明確になりました。それで船田長官からその点を明確にするように手配をいたしておりましたので、従ってそれをもって総理の意思が通ずるというふうな考えをいたしましたので、実はきのうのような措置になったのであります。今後そういうような事態のときには、できるだけ総理が出席できるように考慮いたすべきものと考えておる次第でございます。

○西村(力)委員 次に参議院予算委員会における発言の問題でございますが、官房長官は、たまたま外国の侵略基地をという発言の行きがかりで、こちらからも侵略がでけると言っちゃったんだ、こう言われるけれども、そういう工合に簡単に私たちが、はいそうですかと言えらるほど物事は小さくない、かように思うのです。この問題はわが社会党としまして、国家のあり方というものの対する重大なる変貌を予想しての発言と受け取って、重大視して、今いろいろ与党の方面とも折衝中なのでございます。それで私たちとしては、この重大問題をやはり総理じかじかにお聞きして明瞭にしなければ、きのうのの本委員会における総理答弁というものはなはだ受け取れないから、あの答弁をはつきりそのまゝ受け取るためにも、総理に直接ここにおいで願って、そうしていろいろお聞きしなければならぬと思うわけなのであります。委員長は委員会の権威を保つために、与党から選出の委員長として苦しいでしょうけれども、われわれがやるのは、国民の信頼をつなぐ国会たらしめよう、こういう立場でありますので、総理の出席については、委員長は誠意をもってこの際努力された。その点についての委員長の努力を一つ願います。

○山本委員 西村君にお答えいたします。鳩山総理大臣の出席につきましては、なお当委員会に国防会議法案が付託される予定になっておりますので、適當の機会に御出席をお願い、鳩山総理の答弁を十分にお聞き下さる機会を要請することになりますから、それで御了承願います。

○高橋(等)委員 ただいま西村委員からの動議の中に、本委員会の審議を一時中止するというような意味合いの動議が出ておりますが、これに對しましては質疑を続行し、約束通りこれが採決を本日実行されんことを私は動議として提出いたします。

○山本委員長 西村君にお伺いいたしますが、西村君の先ほどの発言は、委員長に善処方を要望せられたように拝聴いたしました。動議として御提出になったのでございますか。

○西村(力)委員 まず委員長の見解を聞いて、そのあと動議とするなら動議とする。しかし今の状態では、動議なんか出したら、一べんで蹴られたらそれつきりです。それだから、委員長はいかに公正なる立場でやられるか、その見解を一つ聞こうとした。ところが今の御答弁では、国防会議法案が上程になってからやればよいというが、委員長、われわれが一べん採決したものをあとでだめだなんという事はできない。一事不再議という事はわかりでしよう。それを、この法案を通すための重大なる疑義を持ちながら採決して、あとで国防会議法案でどんなにか立ち上ったって、これはだめでしょう。だから私は言う。委員長として、長年国会議員として優秀なる勤務をせられたあなたとしては、それはおかしい御答弁じゃないかと思う。私が聞きたいのは、この疑義を説明する必要があるという理由を懇切丁寧にあなたが説明して下さい。そうして、だかど呼ぶ必要がないというならいいけれども、あとでやたらいいでしようでは、これは国会に限らず、すべての議決が一事不再議の原則という事をあなたは知らないのですか。そういうことはとうてい委員長発言としては権威を認めるわけにいかない。

○石橋(政)委員 関連して……一昨日私の質問から総理に來ていただく約束になつておたつたわけですね。そのとき委員長初め与党の理事の皆さんも、責任をもって鳩山総理をきのうの九時半に連れて來るから、何とか納得してくれというお話であつたので、私納得したわけですね。昨日は委員長あるいは与党の理事の皆さん方の努力によつて、必ず御出席あるものと私は期待いたしておりました。ところが御出席はな

て、委員長から、外交上の問題で外圍の使臣と会う約束をしておる、しかもそのあとは直ちに参議院の予算委員会に出なかつたやらない、そういう事情だから、まあしんほうしてくれというお話でございました。そこで私しんほうしたわけですね。納得したわけですね。なぜかといへば、外交という問題に私も非常に大きな関心を持っておりまして、非常に大切に取扱わなかつたやらないと考へたからなんです。そうでなければ簡単に納得いたしません。ところが今官房長官の話を聞いてみますと、九時半に会う約束だったけれども、時間を変更してくれということとをフイリビンのユネスコ代表ですか、そういう方が申し入れてきたという。私ここでどうして納得がいかない。私すら、外交ということを考えて、この重要な問題を直接聞かなくちゃ納得いかなかったのをしんほうして、きのうはかわりに大臣に來ていただいた。ところがこのフイリビンの代表は、九時半と約束しておつたのを一方的に延ばしておる。私は、少くとも儀礼というものを非常に重んずるのが外交界の風習だということをかねがね聞いておつた。一周の總理に面会を申し込んでおつて、そんなに簡単に時間を変更するのであります。またそれに対して日本政府は何らの措置も態度もとらないのであります。それほど日本の總理は軽んぜられておるのであるかどうか。私はこの問題は軽々に見るがうなことができないと思う。そういうふうなことであれば、今後日本がフイリビンと賠償というふうな重要な問題を交渉するときに、どういうことになるのか、まことに心細い。こ

これは非常に大切であると思ひますので、念のため、こういう際の国際慣習と申しますか、そういうものにも触れて御説明を願ひたいと思ひます。

○根本政府委員 国際慣行においてどうだということですが、私外交官じゃないから、慣行のことについてはあまりよく存じませんが、実は政府に對し、總理に對して、いろいろと訪問され、あるいは会談に来る場合もございませう。正式の外交交渉の場合にはそういうことはございませう。しかしながら訪問を兼ねていろいろ懇談の場合には、こちらの方で時間の変更をすることもございませうし、また相手方におきまして、実はこういう都合でちよつとおくれるからといって、時間が若干おくれるということについて了解を求めることも事実でございませう。

○石橋(政)委員 そうすると、まずまず私は納得がいけない。正式な外交交渉とかそういうものであるならば、絶対に時間を厳守するのが相互の慣習になつておるようなお話であります。

きのうのような場合は、やや私的にわたるといひますか、正式なものではない、公式なものではないという今の官房長官のお話がありました。それならば少くとも委員会におきまして、こういう重大な問題が——自衛権の範圍がどういふふうなところで収まるかという重大な問題が論議せられておるさなかに、果してそれではユネスコのフリーピン代表と会うために、出席できないというふうな口実に使われることが妥当かという疑いが私は出てくると思ひます。そんなに變更できる程度の、公式じゃない話し合いならば、なぜこちらからそれでは時間の変更を申し入れて、ここに出席する誠意を示していただかないか。私はこの点で申しわけないけれども、委員長と与党の理事の方にも不満を申し上げます。できるだけの努力をしようと仰つておられる。それならばその程度の話し合いならば、なぜ時間の変更をやつてもらつても委員会に来てもらつたという努力をしていただかなかつたか。私は官房長官の今の説明を聞くと、なおさら納得がいけないような気がします。なぜです。それじゃ向うから時間の変更を言われるくらい、その程度のものであるならば、こちらから時間の変更を申し入れて、この委員会に出て誠意を披瀝していただかなかつたか、この点の御説明を願ひます。

○根本政府委員 私はここであなたと議論する気持はありません。先ほど申したように、正式とは何かという言葉を非常にシリアスにとられておりますが、私の申し上げたのは、条約、協定とかなんとかいうことで、國際的な會議のそういうスケジュールによつた場合とはほとんどないのです。しかしながら向うの方から訪問されて、そうしていろいろお話をし、またこちら側も話をするとした場合には、時間の変更はまああるという事実を私は申し上げたのでございませう。従ひましてそのために國威が著しく侵害されたとかどうとかいうことではないと解釈するということでございます。

○石橋(正)委員 向うから時間の変更を申し入れても、こちらが國威がどうのこうのという程度の問題じゃないとあなたがおっしゃるから、その程度のものならば、國會でこういう問題が今出て、ぜひ出ていかなければならないから、こちらからその事情を話して、なぜそれじゃ時間の変更をしてでも委員会に出るだけの誠意を示してくれなかつたか、私はこういう質問をしてい

もつて船田長官がこちらに御説明になつた理由については御了承願ひたいと思ひます。なほ總理大臣が參議院における質問に對してお答えになつた事情につきましても、これまた根本官房長官より詳細御説明がありましたので、この問題に對して總理の出席を求めて答弁を求められるという必要がそれほど強くないと思ひますので、この程度において御了承願ひて、なお質疑を続行願ひたい、かようにお願い申し上げます。

○高橋(等)委員 西村委員の御発言が、勸誘でないというお話で西村君からもお話がありましたので、私はこれに對する勸誘は一応取り下げることにしたしたいと思います。

○西村(力)委員 私は勸誘かという委員長の質問に對して勸誘じゃない、委員長が委員會の權威なり、國會の權威なりを保持するためにどう考えられるか、こういう質問を委員長の見解としてお聞きしようとしたわけなんです。それに対してまだ委員長は十分にわれわれを納得させられる、こういう答弁をなさらない。だから委員長、一つその点先ほど申したように、國防會議でやつたらいじやないかという便宜主義は、これは筋が違ふ。一ぺん通したらどうにもならなくなるのですから、國防會議で質問すればよいのだということとは必要ないのだということを、あなたの見解としてはっきり示してもらわなくちゃならぬ。これは當然ですよ。

○山本委員長 西村君にお答えいたします。總理が當委員會に昨日御出席のできなかった理由については、根本官

○西村(力)委員 當委員會に總理の出席できなかった事情については、これは事情そのものについてはわかりましたが、ただ時間的経過や何かを見ますと、やはり本委員會に出席してその食い違いということをるる解明しよう、こういう熱意がなかつた、怠慢であつた、こういう烙印をどうしても押さざるを得ない。國會を尊重する、こういう御答弁は參議院を尊重したという形を言つておるのであつて、重要な問題の考え方においてぜひとも當委員會に出席しなければならぬという熱意を欠いたのだ。このところをはつきりしまして、その点だけは私は了承したい、こう思うのですが、委員長の參議院の侵略論争に對する御答弁は、やはり根本長官と同じように單に言葉の端として出たにすぎない、あなたの答弁は官房長官のまる写しでございませう。これではとても納得できないのじやないか。船田長官は座して死するを待つことはできない、憲法は座して死するのをそのまま容認しろという精神ではないのだというのだから、それを最大の基本とせられておるのでありますか

ら、結局とどの詰まりは、外国の日本を侵略する基地をたたくために、こちらからもこれをたたくことはできるのだ。それをやはり最終的に終息させるためには、そこに決定的な侵略的な形をもって、派兵をやらなければならぬのだ、そういうように常に考えている。結局外国の侵略する基地をたたく。何べんたいたしても、何べんたいたしても、わが方の受ける急迫不正なる侵害というものは絶えない。このままでいったら座して死するのだ、こうなつてくればこれを徹底的に終息させるためには、そこに海外派兵をやつて、さうして沈黙させなければならぬ、こ

○山本委員長 片島君。

の点は質問を留保しておきます。

○片島委員 たいま論議されておる問題は、これは当委員会として最も重要な問題でありまして、私たちはこの問題をこのまま打ち切るといふわけには参らぬのであります。従つて委員長においても、どうか本委員会に本日御努力を願ひ、さうしてこの問題はわが党としては保留いたしまして、今もこの後もこの問題の解明に努めるといふことを条件といたしまして、私は先日からの質疑を続行いたしたいと存じます。

当委員会におきまして、私が防衛庁におけるむだづかいの問題をいろいろと指摘いたしましたところが、防衛庁当局は首脳部会議を開いていろいろと研究をしたけれども、いい知恵が出ないので、防衛庁も防衛ならぬといううなことが新聞に出ておりました。本委員会が指摘をせられてから、初めてその責任の所在を明確にするために、責任者の処分などをせられたようであります。実は二十九年度における会計検査の報告が各省庁に対してなされまうや——この問題は突然会計検査院から出るものではなくして、会計検査院が検査を実施しておる間にすでにわかつておる問題でありますから、それ以前に責任者の処分ということはやられておるべきであります。本委員会において指摘をせられて、初めてあつて指摘をせられた事項についてのみ処分をせられた。その処分の状況を

見ますと、四億以上に上るむだづかに對して、三十八人が処分をせられておるのでありますが、そのうち免職

になつたのは一係員、一平職員であります。しかもこれは刑法上の容疑者として摘発せられておる者であります。が、その一平職員が一名だけ免職をされて、あとの最も重要な役職についておられる方々は、それぞれ注意あるいは訓告といったようなことがせられておるのであります。注意といふことは、処分といひましても——私も官庁生活をしておりましてからわかるのであります。実は処分のうちには入りません。やはり免職とか休職とか減俸とか、それくらいのこと、あるいは降任——自分の現在の職務を下げるというこ

うことではなければ、実際は処分をしたうちには入らぬのであります。非常に大きなむだづかいをし、本委員会において強く要求せられておるのにもかかわらず、この問題が非常に軽んじられておるといふことは、船田長官が弁明に努められても、私はこの問題についてはあまり注意が払われておらぬといふことを指摘せざるを得ないのであります。特に、先般の委員会において私が資料の提出を要求いたしましたものについて、資料が提出せられておるのであります。たとえば空包発射補助具を二回にわたつて規格変更をしたという問題にいたしましても、三千円程度のものを八千円以上に高く買ひ、その規格変更というものは、しろとが見てわかる程度の軽微なる変更であります。むしろ八千二百円に對して三千四百七十円の修理費をかけた分の方がよほど大きな規格の変更になつております。とりもなおさず千五百円に上るところのこの補助具を、役に立たないものだから五百に減少をして、その業者に損害

を与えないために、必要はないけれども五百だけ購入をいたしました。そのかわりその量を減らした分だけ単価を上げ、規格変更は形式程度にとどめておるといふことがここに明瞭に指摘をせられるのである。さらにまたフォークリフトの使用状況にいたしまして、具体的使用箇所を要求いたしましたのに対して、どこも関係というやうなきわめて抽象的な配置箇所が示されておるのであります。これも実際に使用しておるといふことを私たちが調査すると言ひましたところ、視察の困難なる遠隔の地に多く配置せられておるといふことも、これもまた非常にあいまいな資料の提出であります。調達実施本部と地方機関の調達の基準を明確ならしむる要があるといふことも、この中央における調達の関係、地方における調達の基準といふものは明確にはされておられません。七十万圓に及ぶ譲与された冬服の生地に対して、その処分が今どういふふうに措置をせられておるかといふことも明確にはされておられません。せんだつての委員会における私の資料提出の要求に對して、当局がきわめて不親切なる、非常に頭をしぼったかしりませんけれども、納得のいかない資料しか提出できなかつたといふことはまことに遺憾であります。従つてこの前私が保留いたしました二、三の案件について、私はさらにお尋ねをして、その点を明確にしたいと思つておられます。

第一には、米國製コンビューター一組を千五百九十九萬円で三十年九月三十日を納期として契約せられておりますが、その契約に對しまして、三月三十一日に全額前払いをいたされておるよ

うであります。船田長官は、繰越金が多いからというて、年度内にむだな金を使わないうようにしておるといふことを言つておられますが、九月三十日の納期を、年度内に、しかも年度ぎりぎりの三十年三月三十一日に、品物が来ないのに、全額の前渡しをして、繰越金の削減のために努力をしておられるようであります。しかもこの問題は、業者が三十年の八月に外貨の割当と輸入の承認を受けておるといふ事実から見ても、前渡しを三月三十一日に受けながら、業者は八月まで外貨の割当と輸入の承認も受けないで、前渡しを受けた金をあつためておつたといふ事実も明確になつておるのであります。アメリカからの輸入品であります。アメリカからの輸入品であります。その取引条件にも、前渡しの条件はついておらないのであります。これは長官がこの前官明をせられた事柄と非常に食い違ふのであります。どうして前もつて全額を、しかも年度内の繰越金を減らすために、金を落すために業者の方に前渡しをしておられるのであります。この点をまず第一点としてお伺ひいたしたい。

○船田國務大臣 片島委員の御質問のうち、全般的な問題につきまして私から答弁申し上げまして、具体的各論につきましては、政府委員から御説明を申し上げることにいたしたいと存じます。

防衛庁関係の経理につきまして、会計検査院からいろいろ批難事項を受けましたことは、まことに遺憾千万に存じます。この点は先般私がたびたび委員会におきまして申し上げることでございますが、私就任後におきまし

ておるわけであります。そのうち、

では、かようなことのないように最善の努力をいたしておりますが、不幸にして二十九年度の予算につきまして、先般来予算委員会及び当委員会におきまして、幾多の御指摘を受けましたことはまことに遺憾に存じます。しかし先ほど片島委員が仰せられたように、この委員会で指摘されたから、にわかにあわてて処分をして、しかもその処分がいかげんな処分をしたというようなことを御指摘になりましたが、さようなことはございせん。会計検査院の検査は、すでに前々から行われておりまして、そのときは現場の者とよく話し合つて、説明のできるものは説明を加へ、またその後において、説明して納得されたものもあつた批難事項としてあげられたものも決して少くないのであります。そういうものにつきましては、現場の係官を十分調査いたしまして、これに対する適切な処置を講ずるよう従来やつて参りました。たまたま当委員会におきましてこのことが取り上げられまして、これに対して適當なる処置を講ずるということになりまして、御指摘のように、ごく最近になりまして、この批難事項につき会計検査院から指摘せられた件数が二十五件ございしますが、これに対する処置をいたしまして人事処分を行なつたものが十七件、不問をいたしたものが八件、そのうちには人事処分をいたしまして免職が一人、減給が一人、戒告五人、訓戒十八人、注意を加えたものの十一人、被処分者が退職のため不処分になりましたものが二人、計三十八人という相當嚴重な処置をとつたのでございます。これにつきましては十分現場の者を吟味いたし、な

お慎重に慎重を重ねて最後のこれだけの処置をいたしたのでございまして、決して軽々しく、またいかげんな処置をしておるといふようなことはございせん。その点においてはむしろ関係者には気の毒なくらい嚴重にやつておるのであります。

められておるのでございます。本人はせつかくただいま新しく更生の道をたどりつつあるのでございまして、この際新聞等に名前が出ますと、本人の更生の上にも非常に大きな支障になるのではなからうかということを私は考えますし、またその他の職員につきましても、相当高級者でございまして、これらのものは相當の部下を持つております。一朝侵略でもあるという場合におきましては、部下を指揮して、祖国の防衛に当らなければならぬものでございまして、こういう点を考えますと、人事の当局者としては、一つこれは新聞社の方にいかんべんを願ひたいと、私から実はお願いをしたのでございまして、これは当委員会の方で、委員会の名において要求なさいましたれば、当然私は提出いたします。

お慎重に慎重を重ねて最後のこれだけの処置をいたしたのでございまして、決して軽々しく、またいかげんな処置をしておるといふようなことはございせん。その点においてはむしろ関係者には気の毒なくらい嚴重にやつておるのであります。

ことによりまして、当事者の考え方といたしましては、予定価格の積算上も二十数万円安くなるというつもりで実はいたしたのでございしますが、何分にも外貨の割当なり承認を受けましたのが、御指摘の通り三十年八月でございまして、三十年の三月に全額前金払いをする必要はなかつたのであります。本件につきましては、会計検査院の御指摘の通りであります。その後におきまして、全額前金払いいたしましたから、外貨の割当、輸入承認をせられるまでの期間において業者側が得ました金利につきましては、本年の一月に国庫に返納されております。

められておるのでございます。本人はせつかくただいま新しく更生の道をたどりつつあるのでございまして、この際新聞等に名前が出ますと、本人の更生の上にも非常に大きな支障になるのではなからうかということを私は考えますし、またその他の職員につきましても、相当高級者でございまして、これらのものは相當の部下を持つております。一朝侵略でもあるという場合におきましては、部下を指揮して、祖国の防衛に当らなければならぬものでございまして、こういう点を考えますと、人事の当局者としては、一つこれは新聞社の方にいかんべんを願ひたいと、私から実はお願いをしたのでございまして、これは当委員会の方で、委員会の名において要求なさいましたれば、当然私は提出いたします。

ただ私ここに一言弁明を申し上げておきたいことは、防衛庁は新しい役所でございまして、機構の上において、また人員の配置あるいはその上下左右の連絡といふことにおきまして、他の役所に比較いたしましてふなれな点が非常に多く、未熟の点があつたと存じます。従いまして過去のこういう実績についてよく検討を加へまして、改善すべきものは改善をして参りたい、かように考えております。ことに調達関係におきましては、一昨年調達実施本部を設けまして、自來人員の整備をばかり、また技術者等の陣容を整へまして、発注等に遺憾のないように期しておるのでございまして、先ほど御指摘になりましたように、軽々しくこれを扱つておるといふことはございせん。今後におきましても十分戒諭を加えて、かようなあやまちのないようにいたして参りたいと考えておりますので、この点は御了承をいただきたいと存じます。

ことによりまして、当事者の考え方といたしましては、予定価格の積算上も二十数万円安くなるというつもりで実はいたしたのでございしますが、何分にも外貨の割当なり承認を受けましたのが、御指摘の通り三十年八月でございまして、三十年の三月に全額前金払いをする必要はなかつたのであります。本件につきましては、会計検査院の御指摘の通りであります。その後におきまして、全額前金払いいたしましたから、外貨の割当、輸入承認をせられるまでの期間において業者側が得ました金利につきましては、本年の一月に国庫に返納されております。

められておるのでございます。本人はせつかくただいま新しく更生の道をたどりつつあるのでございまして、この際新聞等に名前が出ますと、本人の更生の上にも非常に大きな支障になるのではなからうかということを私は考えますし、またその他の職員につきましても、相当高級者でございまして、これらのものは相當の部下を持つております。一朝侵略でもあるという場合におきましては、部下を指揮して、祖国の防衛に当らなければならぬものでございまして、こういう点を考えますと、人事の当局者としては、一つこれは新聞社の方にいかんべんを願ひたいと、私から実はお願いをしたのでございまして、これは当委員会の方で、委員会の名において要求なさいましたれば、当然私は提出いたします。

ただ私ここに一言弁明を申し上げておきたいことは、防衛庁は新しい役所でございまして、機構の上において、また人員の配置あるいはその上下左右の連絡といふことにおきまして、他の役所に比較いたしましてふなれな点が非常に多く、未熟の点があつたと存じます。従いまして過去のこういう実績についてよく検討を加へまして、改善すべきものは改善をして参りたい、かように考えております。ことに調達関係におきましては、一昨年調達実施本部を設けまして、自來人員の整備をばかり、また技術者等の陣容を整へまして、発注等に遺憾のないように期しておるのでございまして、先ほど御指摘になりましたように、軽々しくこれを扱つておるといふことはございせん。今後におきましても十分戒諭を加えて、かようなあやまちのないようにいたして参りたいと考えておりますので、この点は御了承をいただきたいと存じます。

ことによりまして、当事者の考え方といたしましては、予定価格の積算上も二十数万円安くなるというつもりで実はいたしたのでございしますが、何分にも外貨の割当なり承認を受けましたのが、御指摘の通り三十年八月でございまして、三十年の三月に全額前金払いをする必要はなかつたのであります。本件につきましては、会計検査院の御指摘の通りであります。その後におきまして、全額前金払いいたしましたから、外貨の割当、輸入承認をせられるまでの期間において業者側が得ました金利につきましては、本年の一月に国庫に返納されております。

められておるのでございます。本人はせつかくただいま新しく更生の道をたどりつつあるのでございまして、この際新聞等に名前が出ますと、本人の更生の上にも非常に大きな支障になるのではなからうかということを私は考えますし、またその他の職員につきましても、相当高級者でございまして、これらのものは相當の部下を持つております。一朝侵略でもあるという場合におきましては、部下を指揮して、祖国の防衛に当らなければならぬものでございまして、こういう点を考えますと、人事の当局者としては、一つこれは新聞社の方にいかんべんを願ひたいと、私から実はお願いをしたのでございまして、これは当委員会の方で、委員会の名において要求なさいましたれば、当然私は提出いたします。

ただ私ここに一言弁明を申し上げておきたいことは、防衛庁は新しい役所でございまして、機構の上において、また人員の配置あるいはその上下左右の連絡といふことにおきまして、他の役所に比較いたしましてふなれな点が非常に多く、未熟の点があつたと存じます。従いまして過去のこういう実績についてよく検討を加へまして、改善すべきものは改善をして参りたい、かように考えております。ことに調達関係におきましては、一昨年調達実施本部を設けまして、自來人員の整備をばかり、また技術者等の陣容を整へまして、発注等に遺憾のないように期しておるのでございまして、先ほど御指摘になりましたように、軽々しくこれを扱つておるといふことはございせん。今後におきましても十分戒諭を加えて、かようなあやまちのないようにいたして参りたいと考えておりますので、この点は御了承をいただきたいと存じます。

ことによりまして、当事者の考え方といたしましては、予定価格の積算上も二十数万円安くなるというつもりで実はいたしたのでございしますが、何分にも外貨の割当なり承認を受けましたのが、御指摘の通り三十年八月でございまして、三十年の三月に全額前金払いをする必要はなかつたのであります。本件につきましては、会計検査院の御指摘の通りであります。その後におきまして、全額前金払いいたしましたから、外貨の割当、輸入承認をせられるまでの期間において業者側が得ました金利につきましては、本年の一月に国庫に返納されております。

められておるのでございます。本人はせつかくただいま新しく更生の道をたどりつつあるのでございまして、この際新聞等に名前が出ますと、本人の更生の上にも非常に大きな支障になるのではなからうかということを私は考えますし、またその他の職員につきましても、相当高級者でございまして、これらのものは相當の部下を持つております。一朝侵略でもあるという場合におきましては、部下を指揮して、祖国の防衛に当らなければならぬものでございまして、こういう点を考えますと、人事の当局者としては、一つこれは新聞社の方にいかんべんを願ひたいと、私から実はお願いをしたのでございまして、これは当委員会の方で、委員会の名において要求なさいましたれば、当然私は提出いたします。

じゃないかという見解を持つわけなんです。それで今の問題は、名前をここに書いてもらいたいと言いましたけれども、これはそう軽々にもできないことなんでございまして、私の方の党の諸君と、正式に要求するかどうかということは、ちょっと諮ってみたいです。委員長において暫時休憩を願いたい。

○山本委員長 西村君にお答えいたしますが、休憩しないで諮りを願います。片島君の質疑を続行願います。

○片島委員 ただいまの問題は、人事局長も発表すると言っております。(発言する者あり)氏名の発表ということは御心配は要りません。あなたの方は今までもあまり指摘されていなかったかどうか知りませんが、二十七年、二十八年など、決算委員会にはおいでになりましたか。今まで各省庁とも決算委員会には全部処分者の調書が出ております。私も実は昨日決算委員会にちよつと顔を出しましたが、電電公社関係でも、役職から全部出ております。これはもう各省庁全部の慣例でございますから、当然私は委員会には発表されて、本委員会でもやはり要求があれば出していただく。特別官庁ではありませんが、決算委員会ではおそれない。あなたの方だけが出さぬわけにはいかない。やはりそれを出していただくことを私は要求しておきます。どこの委員会でもよろしくございまして、こういふことに一つお願いをいたします。

○西村(力)委員 ちょっと関連。先ほどの結論について党内に諮ってみたいが、やはりこういう問題は正式なものと

のとして要求すべきでないという話し合いにまとまりましたので、(拍手)さういいたしますが、ただ非常に下級という人は語弊がありますが、その監督的立場にある人の責任というものが何ら解明されていらない。御答弁をすつとお聞きしますと、防衛庁長官の責任に至るものはないのか、だれその責任に至るものはないのか、こういう工合に、とばかりがそこまで来ないやうに、お互いに助け合つてよけてい

らっしゃるやうに、幹部諸公は見えるのです。こういうことではいかぬので、この点は重々、形式的な懲戒という問題でなく、自罰せられる気持で、自己反省的な気持で、皆様に十分に持たれて、部下の責任を、将来に禍根を残さないやうに、あなたかく見守つて更生をはかつていこうという気持で、自分自身の反省のもとにおいて、さういふ場合に進めていただかなければならぬじゃないか、こういう希望を申し上げまして、先ほど要求するといったことは取り消します。

○片島委員 さらに私は具体的な問題についてお尋ねいたしますが、防衛庁においては、工事にいたしましたも、物品調達にいたしましても、非常に隨意契約による調達が多いため、非常には、大蔵大臣と協議の上、その基準がきめられておるのでありますが、防衛庁はいかがでありますか。

ゆる関係者が集まりまして、慎重に検討する、それからある一定の金額以上は一件々ごとに長官の決裁を受けるという手続を要したというわけでありまして。ただ防衛庁の場合は、調達品の内容が非常に技術的要素の高い、高度の技術要素の多いものが多いといつたやうなことで、たとえば航空機などはその一例でございまして、自動車等についても技術その他特殊な性能を要するといつたやうなことで、比較的金がさの低いもの、単純の高いものが隨意契約になつてゐる場合が多いのでございまして、これはもちろん予算決算會計令の条章を適用してやつておるわけ

でございまして、その範囲内でやつておるものが大部分でございまして、會計法上特に大蔵大臣と協議すべしといふ条項になつてゐるもので隨意契約をいたしておるものはほとんどございせん。

○片島委員 各省とも実は大きな基準——これは具体的な個々の物品なり工事でなくして、大きな基準を作つて、その範囲内において長官あるいは大臣の裁量にまかしてある、その基準は大蔵大臣と協議をしてきめるといふことになつておるのであります。それをやらないと、たとえば今久保政府委員の御答弁では、大きなもの、値段の上るものというやうな御答弁でありまして、たとえば航空機動機の前部部品

の購入に當つて、これも金額はあなたの方から見れば、四千二、三百万円くらいのもので、微々たるものであります。が、しかしこれを伊藤忠との隨意契約でやつておられるということが指摘されておる。ところがこの製品はアメリカのコンチネンタル・モーターズの製品でありまして、そのコンチネンタル・モーターズの日本における代理店は野崎産業というのであります。野崎産業から買えば代理店でありまして、安いです。それをわざわざ隨意契約で、代理店でない伊藤忠から購入して、一千万円近く、八百万円ばかり高い値段についてしまつておるのであります。こういうのは当然競争入札をやらるべきであつて、こういうことをやられると、当然代理店から安く買えるといふ品物を、ほかの者に隨意契約をやつたといふことになるが、一千万円

近頃の国損をするのであるが、そのうち幾らかがどうかなつたのではないかとこの疑念を起るのであります。そこで私は競争入札と隨意契約といふものの幅というものは、各省庁ともあつてやむを得ざるもの——あなたが言われたやうな航空機などのごときはさうでありましようが、しかし輸入品などで生産者は同じ会社である、その仲買いをするところ、競争入札をすれば安くつくのに、こういうことが出るのであります。こういうのは今の隨意契約と競争入札との関係でどういふふうな御判断をされますか。

○久保(龍)政府委員 ただいま御指摘の航空機のエンジンの予備部品であります。これに關しましてはメンターT34と称しておりますが、これは当時米軍でも新しく正式練習機として採用したものであります。私も技術的に検討いたしました結果、これを採用するのがよからうという決定をいたしました。まず国産化の前に完成機の輸入をいたしましたのであります。この完成

機の輸入につきまして、ビーチクラフトがメーカーでありまして、その部品はコンチネンタル・モーターから持参して参りましてビーチクラフトで全部組み立てて検査をするということでありまして。米軍としても当時まだ正式化したばかりでありまして、私も戦後の日本における最初の航空機の関係であります。どうしても組み立てメーカーであるビーチクラフトで全機組み立てて、予備部品についても検査をした上で持つてくるということが一番われわれとしては、ことに非常に安全を重んずる航空機については、重要ではないかといふことを判断いたしました。すべてビーチクラフトと折衝いたしました。もちろんその中には伊藤忠が介在いたしました。機体もエンジンもあわせて実はビーチクラフトから伊藤忠を通じて購入するということにいたしましたわけでありまして、当時としては私も実はやむを得なかつたものと考えております。ただ野崎産業がコンチネンタルの、ことに問題の四七〇

というエンジンについて代理権を持つておるといふことは、実は明確でなかつたのであります。その後二十九年前ごろにコンチネンタルのエンジンを国産化するという段階になりました。そのときに初めて野崎産業から申し入れがありました。そこで初めてわかりました。そこで私も単価を十分検討いたしました。時期はおくれましたが、これも、予備エンジンそのものについては約五百万円を以て減額いたしました。ただ予備部品につきましては、ビーチクラフトと再三交渉させた結果、やはり解約料を払わないとだめだといふことで、結局差し引きプラスに

機がコンチネンタル・モーターから持参して参りましてビーチクラフトで全部組み立てて検査をするということでありまして。米軍としても当時まだ正式化したばかりでありまして、私も戦後の日本における最初の航空機の関係であります。どうしても組み立てメーカーであるビーチクラフトで全機組み立てて、予備部品についても検査をした上で持つてくるということが一番われわれとしては、ことに非常に安全を重んずる航空機については、重要ではないかといふことを判断いたしました。すべてビーチクラフトと折衝いたしました。もちろんその中には伊藤忠が介在いたしました。機体もエンジンもあわせて実はビーチクラフトから伊藤忠を通じて購入するということにいたしましたわけでありまして、当時としては私も実はやむを得なかつたものと考えております。ただ野崎産業がコンチネンタルの、ことに問題の四七〇というエンジンについて代理権を持つておるといふことは、実は明確でなかつたのであります。その後二十九年前ごろにコンチネンタルのエンジンを国産化するという段階になりました。そのときに初めて野崎産業から申し入れがありました。そこで初めてわかりました。そこで私も単価を十分検討いたしました。時期はおくれましたが、これも、予備エンジンそのものについては約五百万円を以て減額いたしました。ただ予備部品につきましては、ビーチクラフトと再三交渉させた結果、やはり解約料を払わないとだめだといふことで、結局差し引きプラスに

ならぬということ、この方はやむを得なかつたと思つたわけでありまして、その当時といたしまして、ピーチクラフトからせひまとして責任を持つたものを買い取りたいということ、その後この事情が判明したということの二つで、当時伊藤忠の隨意契約にいたしたわけでありまして、今後につきましては、こういった問題については十二分に情報も集め、またどれだけ責任を持てるかにつきましては、できるだけ相手方を多くして競争等にして参りたい、かように考えます。

○片島委員 調査が非常に不十分であるという問題、それからさらにほかにも業者があるのを一人だけに隨意契約をやらせる。特にこういう問題は輸入品であり、アメリカの製品である場合に非常に多いのでありますが、今こういうことはないようにすると言われるが、実はその前年度二十八年度にもそういうことがあるのをまた繰り返してあるのであります。これは幾らかずつは小さくなりますが、もつと大きいアメリカ製のトラック、四分の一トンス、ジープを四千七百両、これは金額が大きい、四十四億二千七百万円という金額です。もちろん国内において改裝するのでありますが、その改裝費が三万四千四百円、約倍以上もの改裝費を見積つておる。ニューヨークの定期航路の料金につきまして三十一ドル、なにがしでいいものを四十ドルから六十ドルというものを見積つておる。そうして合計して三億円近い国損を求たしておる。三億という、この予算の編成の場合において与党の方方も二億、三億というところをあつ

ちにつけるかこつちにつけるかということは大へんな重大な問題で、大へんなてんやわんやで予算を編成し、また党の態度なんかもきめる。それがちよつとしたあなたの方の勘違い、見積り違いから一つの案件について三億円近い国損を求たしておるのです。これが一度に買つたならばそういうことも間違ひだつたと言つて頭をかいでもいいかもしれないが、三回にも分割して購入しておつて第一回目にしつじりを第二回目もわからず、第二回目にしつじりを第三回目もわからず、このような膨大なものを、倉敷から出した予定価格を丸のみにして三億円近い国損を招いておる。これは会計検査院から指摘をされ、国会に報告されたのであります。が、ほんとうに言えば国民がこのことを十分知つたならばこれは大へんです。知らないからいいのです。決算委員会とか国会においては、案外使つてはががあつて予算のふん取りをやることが使つてしまふとあとはやむを得ぬというふうな感じが非常に多いのであります。知つたら大へんです。アメリカ製のタイヤの取りはずし機でも、卸売価格で契約すれば非常に安いものを小売価格で契約をして、しかももしまづかつたならば契約を改めましようということを向うから言つておるのに、こちらではそういう確證もとらないで、また外貨の申請書も調べないでそのままになつておる。人から指摘をせられて、ああそうですかといつて初めてやる、こういうことが非常に多い。しかもアメリカの輸入品について多いのであります。前の年に指摘をせられたならば、その次の手はそういうことがないよう努力するのがほんとう

じゃないか。見積り価格でハラゾン錠の購入をして、これなんかのごときは金額が少いから問題はありませんが、しかし見積り違いといひましてもハラゾンの原米キログラム四千円、いいものをキログラム当り七万円に見積つておる。これなんかは突を言ふと使用量も、まあ三倍くらい間違つたといひのならばまだいいのですけれども、十倍も間違ふなんていうことは、こういうことがわからないであなたたちが膨大な予算を取つておつて、何百億円も繰り越しがあるのでありますから、使いきれぬのでありますけれども、もう少し慎重な態度をもつて予算の整理をやつてもらわなければならぬのであります。高周波線輪、これは三十年二月、一年前でありまして、これも隨意契約。隨意契約ならこういう間違ひがすぐ出てくる。隨意契約で実は六百しか必要ないものを千二百購入する。倍購入したのであります。それはこれが複合剤であるということを知らないで実は倍購入した。しかも三十年八月に至つてまだ在庫が千五百四十八個もある。六百でいいものを千二百買った。六百も必要なかったのじゃないか。こういうのは購入当時在庫品がどのくらいあるのか、補給の実績などはどうなつておるのかという実績調査なども全然やつておられない証でありまして、まずこれらの問題について一応御答弁を伺いましょう。

○北島政府委員 まずハラゾン錠の購入につきまして御指摘を受けました事柄につきまして、私から一応御説明申し上げます。このハラゾン錠の予定価格の作成に当りましては、厚生省につ

きまして調査いたしましたところ、当時の薬事法によりましてこの品物の製造許可を有するのは、本件の契約者でありましたところの株式会社岩城商店外一社のみであるということがわかりました。それからまた当時米國軍の払い下げ品が販賣されていた以外は輸入を承認された実績がないという厚生省のお話でありました。そこで勢ひ当該指名競争入札者の見積り価格を基礎としたのであります。それがともに當時におきますところの米國品の市価も十分に調査いたしております。見積り価格を立てまして入札に付しましたところが、再入札してもなお落札者がなかつたということ、それからこの種の製品の現在の市場価格等を見ましても、予定価格が御指摘のように非常に高かつたとは私も考えられないのであります。

次に高周波線輪の問題でございますが、この件につきましてはまことに遺憾でございます。実を申し上げますと初めの在庫の把握にまづ不十分な点がございました。当時担当のある若い下士官が他の係からこういうのがあるかと聞かれたときにないと答えた。そこに非常に誤まりがあつた。実はあつたのであります。梱包されたのが他の場所にあつたのをその若い下士官が知らなかつたのです。これがまづ間違ひの発端でございます。それから複合体として六百個あるというつもりで、ところ、複合体のものでから一個ずつ数えると千二百個となります。それで千二百個と書いて調達要求を出した。これが原価計算の方に参りまして、千二百といふのは一休単体のものであろうか複合体のものであろうかということに一

応疑問を持ちまして尋ねましたところ、また当時の係がかつておりまして、これは複合体であるという回答でありました。そこで複合体として千二百個といふふうになつて調達された。本件につきましては、はなはだ不始末でございます。私もといたしましては、まことに遺憾に存する次第でございます。

○片島委員 輸入品の調達関係について非常なる不始末が繰り返されておるというところはまことに遺憾であります。ところがだれがやつてもわからぬところのいわゆる建設工事などについて、また異常なる積算の誤まりをされておる。建設工事の積算の誤まりといひますと、この建設工事というのは、国内において業者も多いし、ごまかしがきかない。実は補助金等の整理などの問題につきまして、各委員会において常に問題になつておりますのは、ほとんど建設工事についてでありまして、最近業者がもうからぬようになつたといつて苦情を言つておるようであります。ところが非常に明らかなのは、第一地方建設部で掘さく一メートル、仙台建設部では〇・七キログラム、仙台建設部では〇・七キログラム、ところが掘さく箇所が軟砂岩でありましたために、実をいうと〇・六キログラムでよかつた。その結果が二千万円以上高つておる。大きな建設工事をやる場合に、ダイナマイトをどの程度に使うか、あるいはセメントの配合をどうするかというふうなことは、きわめて簡単な事柄であります。やわらかいところは弱いのをつける、かたいところには強いハツパをかける。このくらいのことはしるうともわかる。

そのために二千万円以上も高くついております。ダイナマイトばかりではありません。その同じ工事で型ワ工の積算を誤らって平メートル当り六百七十六円というのを、第一の方は九百三十円、仙合は七百七十六円、そのためにこれがまた数百万円高くついております。同じ工事でも、コンクリート工の歩掛りは、ポンプを使用しない場合の標準の歩掛りが、一・二人というのを、第一建設では三人、仙合では四人、そのためにこれがまた数百万円過大についておる。抑しなべて三千数百万円の損害を来たしておりますが、こういうことは、わかりましたらばあとで損害賠償なり何かの取り戻す方法があるのかどうか、損害のしつばなしでありますかどうか、この点を聞かせていただきたい。

○北島政府委員 お尋ねの件は、反町弾薬支所新設のための隧道式弾薬庫とその付帯の建築に関するものであるかと存じます。本件につきましては、会計検査院の御指摘の通り、直接費の計算につきましては非常に不手ぎわがあつたのであります。ただし、当事者といひましては、はなはだ自信のない話で恐縮であります。最後の諸掛りのところにおきまして、一般の標準よりも相当下げて掛けておつたのであります。普通でございまして、諸掛りにつきましては一般標準で大体一五%ないし一七%当りが適当なところという工事で、これは考えられておるのであります。が、これを最高一〇%に下げまして、総体としては必ずしも検査院御指摘のようにならうかと考えております。ことにこの工事につきましては、当初

いずれも八社ないし九社の指名競争に付したのでございますが、あるものにつぎましては三回入札しても落札者がなくて、隨意契約まで持ち込まれた、あるいはまたある工事につきましては、三回入札せしめて、やっとそこで落札したというような状況でありまして、工事費の方につきましては必ずしもそう過大ということはいえないのじやなからうか、こう私はたゞいまも考えております。

○片島委員 非常に不明快な答弁であります。与党の方から非常に時間をせかれておりますので続けてお尋ねしますが、二十九年三月より六月に方面地方建設部の土木工事におきまして、コンクリートの配合一、二、四の配合率を、一、二・三、三・七という配合にしてもかまわない、かまわないのならば、結局最初からそういうことにして契約をしておれば損はないのであります。が、そこでまた数百万の不要なものがそのままになる。最初にこちらで契約をしたものよりもレベルを下げた施工をやつた場合に、そしてそのために高くついたというような場合に、仕上り後に支払うのならば検査をした後に支払うのであります。これはおそれらく検査をする前に支払つてしまつたから、そのまま高くつくのであります。支払つてしまつた場合に、損害賠償の請求というようなことはやらないで、あなたの方では、この前久保政府委員から一つ何か損害賠償の請求をするとか言われましたが、そういうことはやらないで、こういうのはそのまゝはつたらしくておくといいことになるのであります。

○北島政府委員 コンクリートが設計と違つた配合で施工されているとして、一般の場合を申し上げますと、一応請負契約でございまして、一般的な標準におきまして妥当であらうと思われる場合におきましては、その後の事情の変化によりまして、請負者が損することもございますし、ある程度予期以上の利益の出ることもあるわけでございます。これが請負契約の本質であらうかと存するのでございます。ただそれが、非常に基本をなす食い違ひのある場合におきましては、その後精算の際におきまして随時協議して、これを訂正の上減額いたしております。○片島委員 私は最後に船田長官に注意を喚起したい。二十八年度におきまして、急いで買わなくてもいいものを買つたために、莫大なる損をした。例をいへば、片ちゃんばの発動機を購入したとか、無用の長物となつたコンバーターを買つたとか、非常に狭いところに大きなかやを買ひ過ぎたとか、せいたくなくなる黒綿を使用したマットレスを買つたとかという、規格のふつり合ひから一億数千万円ものむだな金が使われておる事実が指摘をせられておる。二十八年度にも、注文通りでできているかどうかというのを調べないために、あとの検査がはつきりしないので金を払つたために、多額の国損を来たしておるといふことが明らかに指摘をせられておるのに、二十九年度においても同じようなことが繰り返されております。おそらく三十年度においても繰り返されるのであらう。しかもここに正式に指摘をせられている案件というものは、全体の調達工事の施行等の何%しか指摘せられておらぬのであります。あなたの方には監察局というの

がないようでございますが、非常な膨大な経費を使つておるならば、内部監査を強化いたしまして、内部監査について強力なる監察機構を作るといふことがまず第一。それから長官が幾らここで何と弁解せられましても、また長官がそのうちに変わるであらうし、結局防衛庁全体として、あまりしろつとやろつたような予算の経理をやらなうで、慎重なる態度をもつて、これらの国損を繰り返さないように、真剣に取り組んでもらいたい、私は長官に対して注意——注意というは懲戒処分じやございせんから、非常に簡単なものでもありますが、あなたの将来の身分に影響するものでありますから、一つこの際長官の決意を私はお聞きしておきたい。

○船田國務大臣 先ほども申し上げましたように、防衛庁の経理につきまして、会計検査院からいろいろ御指摘を受け、先般来予算委員会及び当委員会におきまして、各位から具体的事実を指摘せられて、御非難のございまして、責任者といひましてまことに遺憾に存じます。ただいま御忠告のありました点は十分今後戒励して、あやまちを再び繰り返すことのないようになしたいと存じます。

なおいまだ御質問のうちにございまして、内部監察を全然やらぬじやないかという点ですが、これは現実はやつております。調達実施本部におきましても、また各幕僚監部におきましても、監察室もしくは監察隊というものを持ちまして、内部監察をやつております。しかし至らない点、不注意の点、ふなれは点はまだ決して少くないと思ひます。それらの点につきまして

は、今後十分戒励を加へまして、今片島委員の御忠告のような点について、再びあやまちのないように、最善の努力をして参りたいと存じます。

○山本委員長 受田君。○受田委員 私は、特に今回船田防衛庁長官が発言をされ、総理がこれを確認された内容について、うがった質問を、二いたしておきたいと思つてあります。それは、私が二十七日に質問申し上げたときに、爆撃機に乗つて敵地に行つた場合には、これは軍人が敵地へ行くのであるから、海外派兵といふことにならぬかとお尋ね申し上げたので、船田長官は、それは武力行使の目的で敵地に上陸しなければ海外派兵にならぬという言葉をあつたのであります。ところが私がここでさらに疑問をただしておきたいのであります。が、敵国の領空へ日本の飛行機が行つた場合、日本の軍人が敵の領空にいるのであります。が、領土とその領土の上にある領空及び領海ということについてお尋ねしたいのであります。それども、この点につきまして、敵国の領空に日本軍人が行つた場合でも、これは海外派兵とはならないかどうかを御答弁願ひたいのであります。

○船田國務大臣 先般来私の答弁申し上げておりますことは、昨日総理大臣の答弁を代読申し上げました通りに、繰り返して申し上げます。急迫不正の侵略があり、そして誘導弾等の攻撃が加わつて参りまして、このまゝおつたんでは自滅を待たせし、そういう場合に、現行憲法におきましても、ただ座して自滅を待たせし、そういうことを期待してはなからう。そういう場合には、他に方法のないや

むを得ない場合におきましては、敵地をたたくこともあり得る、それも自衛の範囲であるという事を申ししたのであります。ただいま御質問のような場合は、多くは海外派兵とかあるいは先制攻撃、こういうようなことになりはしないか。それで、この先制攻撃を加えるというようなことは、自衛の範囲とは私は考えておりませんし、またさようなこととは存するのであります。ただ先般来受田委員が御質問になつております仮定の問題でございまして、そういう場合は、多くは日米安保条約、ことに行政協定の第二十四条によりまして、いかなる措置を講ずるかということにつきまして、日米間に直ちに協議をしなければならぬという事態になるかと存じます。その具体的、どういふ反撃をするか、防衛方策をとるかということは、日米で協議をいたしまして決定すべき問題になつておりますので、ただいま御質問のありましたが、他にもうどうして方法上げますが、他にもうどうして方法がないという場合に、敵地をたたくことも自衛の範囲であるという事を申ししたのであります。これは昨日の總理の御答弁を私が代読したその趣旨と、少しも違つておらないのでござい

う大臣、總理のお言葉は、結局爆撃機でたたく場合があり得るということになると思ふのであります。いかがでしようか。

○山本委員長 くだいまいの高橋君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○山本委員長 起立多数。よつて高橋君の動議の通り決定いたしました。
暫時休憩いたします。
午後零時五十六分休憩

○船田國務大臣 かような場合に、最もまねなことを存じますけれども、誘導弾等、それから飛行機等を全然理論的に区別しなければならぬというところはなからうと思ひます。

○受田委員 さらば敵国の領空に日本の軍人が行つてゐる場合に、そこへ上陸しなかつたら海外派兵にならぬという大臣の御答弁は、そのまま今日も変りませんか。

午後四時一分開議
○山本委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。この際總理大臣より發言を求められておりますので、これを許します。

○船田國務大臣 大体敵地に上陸をするということが海外派兵である、かように今今まで答弁申し上げておつたわけでありまして、さような場合に海外派兵にはならぬと存じます。

○受田委員 敵地をたたく場合には、艦隊で敵国の海岸近くまで行つて敵の基地をたたく場合があり得るわけですから、國際法上では干潮時三海里沖合いまでが領海になつてゐる。その領海の中へ入つても海岸へ上陸しなければ海外派兵にならぬ、領海のすぐ波打ちぎわの外におれば上陸でないから海外派兵にならぬという結論が出ますか。

○議事進行、議事進行」と呼び、その他發言する者、離席する者多く、議場騒然

○受田委員 私は、多くの場合でなくしてきわめてまれな場合であるが、そういうことが法理論としても考え得る場合をお尋ねしてゐるのであつて、大臣の御答弁でも、最小限度の抵抗をしなければならぬというお言葉によるならば、敵国の領空に爆撃機で飛んでいく場合があり得るということに結論はなるわけですから、敵の基地をたたくとい

法がない場合に、敵の基地をたたく一つの方法としてはそういう場合があり得ると思ふが、いかがでしようか。

○山本委員長 くだいまいの高橋君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○山本委員長 起立多数。よつて高橋君の動議の通り決定いたしました。
暫時休憩いたします。
午後零時五十六分休憩

○船田國務大臣 他に方法の及ぶ場合に、自衛隊が敵地をたたくというやうなことはないと思ひます。

○受田委員 方法はいろいろある。あらゆる手を尽した方法がない場合に、敵の基地をたたく場合には、艦隊で敵の基地近く寄つて、そうして、それで敵国の領海の中へ入つて攻撃を加える場合が考えられるはずで。これはあらゆる方法を尽しても他に方

○山本委員長 この際細田君より議事進行について發言がありますので、これを許します。

○船田國務大臣 方法はいろいろある。あらゆる手を尽した方法がない場合に、敵の基地をたたく場合には、艦隊で敵の基地近く寄つて、そうして、それで敵国の領海の中へ入つて攻撃を加える場合が考えられるはずで。これはあらゆる方法を尽しても他に方

○受田委員 多くの場合はアメリカ軍が任に當るでしようが、きわめてまれな場合に、日米共同作戦の話し合いの結果日本軍が担当することになったかどうかはさういふことか。

○細田委員 午前中当委員会が高橋君から質疑打ち切りの動議が出されました。そのときちょうどわが黨の受田理事が質問中だったが、その際にその動議を出して強引に押し切つたわけであり

○船田國務大臣 これは事實問題でございまして、さような場合にどういふ作戦をとるかということは、行政協定二十四条の発動によりまして、その場合によつて考えていかなければならぬ。通常わが自衛隊は憲法及び自衛

隊法の現行法令のもとにおいて最大限の反撃をするということ、ここで御答弁申し上げる以外に道はないと存じます。

○高橋(等)委員 この際動議を提出いたします。両案についての質疑はこれをもつて打ち切られんことを望みます。

〔反対〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 くだいまいの高橋君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○山本委員長 起立多数。よつて高橋君の動議の通り決定いたしました。
暫時休憩いたします。
午後零時五十六分休憩

これは實際何にもならぬ。きわめて重

大な憲法上の大きな解釈を来す問題な

んで、従つて、われわれは、総理の御

説明のあと、あるいは重大な質疑が出

るかもしれない、また出ないかもしれな

いが、とにかく質疑を打ち切つたまま

総理の説明を聞くというようなことは

は、言ひっぱなしであり、聞きっぱなし

なんです。こういうきわめて変則的な

形でなく、質疑打ち切りの動議を撤回

していただいて、そして総理の説明を

聞くようにお取り計らいをお願いいた

○山本委員長 この際総理大臣より発

言を求められております。これを許し

ます。

○鳩山国務大臣 昨日の参議院予算委

員会における戸叶君の質問に対します

る私の答弁中……(動議を出したん

だ)と呼び、その他発言する者、離席

する者多く議場騒然、聴取不能委員

長の許可を得ております。(発言する

者、離席する者多く、議場騒然、聴取

不能)……(傍聴という……)

午後五時十五分開議

○宮澤委員長代理 休憩前に引き続き

会議を開きます。

石橋政嗣君より発言を求められてお

ります。これを許します。

○石橋(政)委員 委員会の議事を正常

に、先ほど提出いたしました山本委員

長の不信任案を撤回いたします。

(拍手)

○宮澤委員長代理 ただいまの石橋君

の発言により、受田君外二名提出の委

員長不信任案の動議は提出者より撤回

の申し出がありますので、これを許可

するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○宮澤委員長代理 御異議なしと認

め、さように決します。委員長長の復席

を願います。

〔宮澤委員長代理退席、委員長着席〕

○細田委員 議事進行について。先ほ

どの本委員会においてわが党の受田

理事の質問中、突如として高橋君から

からじかにお答えを願つた方が十分審

議を尽くされると思ひますので、先ほど

高橋君が質疑打ち切りの動議を出され

て質疑が打ち切られておりますが、総

理の釈明に対する質疑はこれを認むべ

しとの動議を提出いたします。

○山本委員長 ただいまの細田君の動

議について採決いたします。本動議に

賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立少数。よつて細田

君の動議は否決されました。

この際総理大臣より発言を求められ

ておりますので、これを許します。鳩

山内閣総理大臣。

○鳩山国務大臣 昨日参議院予算委員

会における戸叶君の質問に対する私の

答弁中、侵略という言葉がありました

ことは、私の言葉の言い違いでありま

すが、私は直ちにその席で右の言葉を

取り消した次第であります。すなわち

わが国に対して急迫不正の侵略が行わ

れた通りであることをここに明言いた

しておきます。御了承願ひたいと思

います。

○西村(力)委員 議事進行。私はこの

際議事進行について動議を提出いたし

たいと思ひます。

一昨日、本委員会において、わが党

の石橋政嗣君が自衛権の限界について

はまことに重大なる問題である、現憲

法の解釈とも関係いたしますし、また

国民の生活、国家の安泰、そういうも

のに重大なる関係を持つものでありま

すので、鋭意研究してみましたところ

が、船田防衛庁長官が答弁いたしました

の趣旨と、鳩山総理が去る第二十二回

会において答弁なされたその趣旨とは

明らかに食い違つてゐるというところ

を、見る納得せしめようといふこと

を、るる納得せしめようといふこと

を、るる納得せしめようといふこと

を、るる納得せしめようといふこと

を、るる納得せしめようといふこと

う努力を、御不自由なからだを押して

なさつておる鳩山総理であるから、寸

暇をさいてでも必ず御出席になるもの

とかたく信じて、期待しておつたよう

になりまして、総理は外国使臣と会談

をする所用のために本委員会には不本

意ながら出席はできないので、船田長

官と総理と打ち合せた、合意に基く答

弁を船田長官の代読でこの席でやるか

ら御了承願ひたい、こういうことに

なつたような次第でありました。私た

ちは、そのことはまことに不本意であ

りますけれども、一応お聞きしようと

いうことになつたのでございまして

が、そもそも本国会において総理の答

弁を代読するといふような前例が今ま

であつたかどうか。私たちはこういう

前例が今回をもって開かれたというこ

とは、まことに国会の運営上懸念に見

のがすことはできないことである、か

ように考える。どう考へております

か。その際に合意の回答として出され

らないだろう、ほかの趣旨で申ししたものだ、私の答弁は防衛庁長官との点食い違ひはない、こういうことであります。食い違ひは、われわれとしてのはつきりあると思うのでございすが、その前に私たちが総理に対して強く反省を求めなければならぬ点があるものであります。

それは本日根本官房長官がここに御出席になつて、総理が本委員会に出なかつた理由について陳弁されましたが、きのうはフィリピンのエネスコの代表との会見があつた。これは公式のものではない。しかも九時三十五分に向うから時間を延ばしてくれということになつてきた。それはできないといつてお断わりになられた。こういう経過になつておりますので、そういう正式でない、向うからは勝手に断わられるような会談であるならば、この自衛権の限度に対するわれわれの関心と、国民の重大なる関心を思うときに、総理はまずから先方にかくの理由でもつて本日の会談はちよつと延期してもらいたいという工合に、こちらから申すべきであつて、フィリピンのエネスコの代表と会合することは、これは外交の問題として大事なことでございましょう。しかし今問題になつておる問題の重要性を思うとき、やはり向うから断わられる程度のものであるならば、こちらからお断わりになつて本委員会に出席になるべきであつたと私は思う。その点が鳩山総理の諸外国に対する態度として一つ御反省を願ひたい。次に、その日は九時三十五分にエネスコ代表から時間延期の申し入れがあつて、お断わりしたということになつておる。本委員会は九時三十分からでございす。ところが例に漏れず十二分おくれで開会になつております。それでありますから、そのフィリピンのエネスコ代表との会談がだめになつたならば、直ちに電話をして、今からすぐかけつけるから、こういうような誠意ある処置をわれわれは望んでやまないのです。これでこそ初めて国会の審議を尊重する、民主主義政治下における日本国政府の代表としての価値を私たちは見出すことができるのですが、その努力をなさなかつたことは、まことに遺憾しくであり、極端な言葉で言へば、怠慢のそりを免れないではないかと思つたのでございす。そういう経過をたどつて、船田長官がこのような、今申し上げたような答弁をなされました。ところが、その日わずか二、三時間後に参議院において、総理ははつきり侵略という言葉を使つていらつしやる。そのことは、きのうのわが党の参議院の戸叶武君の質問に対して、海外派兵ということをおわれわれは考へておりません。私も考へていないし、船田君も考へてない。飛行機でもつて日本に侵略してくる飛行機の基地は粉砕してもいいというやうなことを無条件に船田君が言うはずがない。これは条件があつて、どうしてもその飛行基地を粉砕しなければ、そこに飛んで行かなければ、日本の防衛がでないというやうな場合には、その基地を侵略してもいい、侵略するというのは、攻撃してもいいという意味であり、攻撃してもいいという意味でございす。それに對して、わが党の戸叶君の質問は「今の速記録は明快にとどめておいて下さい。単なる失言じゃないで、侵略してもよいという意味は、爆

撃してもよい」という意味であるということをお聞き願ひます。このあたりを速記録を讀んでから後に……」こういう再質問に對する総理の答弁は、「先刻、ただいまではありません、先刻戸叶君の質問のときに申ししたのは、船田君と私の意見の相違がある」といふときに私が申しの言葉を大体記憶してゐるのですが、そのときに私の言ひましたのは、船田君が無条件に侵略をし、攻撃してもいいといふことは言うはずがないといふことを言ひました。それは条件があるに違ひない。その条件といふのは、その基地をも叩かなければ日本の防衛がでないといふやうな条件、そのほかには条件がないといふやうな場合にはおいてはそのときにその基地を攻撃しては差しつかえないだらう」といふ意味で船田君が言つたに違ひないといふ私は思ひます。それならば船田君とは意見の相違はないはずであつて、こういう答弁をただいま問題になる発言の前に戸叶君に私はしたはずで、速記録をよくくらんで下いまして、海外派兵ができないという意味で船田君が言つたのではないことは記録を見て下さればわかると思ひます。侵略という言葉は非常に間違つた言葉でありますから、ここに正確に取り消しておきます。このやうな発言がなされておりますが、何と申しても、われわれの大事な憲法は交戦権を認めていないはずで、無理やりあなたは自衛権を認め、それを無制限に拡大してこれを認めようといふことが、はつきり本音は、この前の参議院において発言されました通り、陸軍を持たない、海軍を持たない、飛行機を持たない、そのやうな憲法には反対だと言わつちやつておられる。こういうところから、明らかに自衛権の範囲の拡大解釈は即交戦権と同じなんだといふことを、御自分みずから認めていらつしやる。こういう立場に立つておる。そうでなければあなたのお考えの中に、侵略を受けた場合には憲法なんかはどうでもいい、憲法よりも国家だ、このやうないかにも時代的な感覚にマツチするやうな考え方に、基本的に立つていらつしやるのである。そのいづれかではないか、かように私たちは思つたのでございす。それでこの船田長官を通じてなされた御発言、参議院においてなされた御発言、いづれを檢討してみましても、これは明らかに自衛権の限界に對して重大なる転機を持つておる。強く言へば、国家のあり方に対して全く變つた一つの契機を作つてゐる御発言であると私は思ひます。得ないのです。平和憲法によつて、われわれの世界の、この推進に合致する国を作ろうとするわれわれの努力を一切踏みにじつて、そうして交戦権を認める、そういう戦争を誘発するといふか、そこに飛び込むといふか、そのやうなところに国家の志向といふものは向けていく、その契機をこの発言は出しているのだらう、こう考えざるを得ないわけなんです。しかもこの答弁を見ますと、まことにその解釈に不徹底を覚えるのでございす。ま

「議事進行じゃないじゃないか」「本論に入れ」「発言中だ」と呼び、その他発言する者多し」

○山本委員長 お静かに願ひます。

○西村(力)委員 急迫不正の侵害が行

われた、こういうことでございすが、急迫不正の侵害、確かに近代戦においてはそういう形をとるでしょう。しかしながら、わが国は遺憾ながら米軍が駐留し、東亜の平和を守り、日本の国を守るんだ、こう言つておりますが、たとえば朝鮮事案の場合において米軍が介入し出動する、その場合において日本の国においては、事前承認を求める権利がないはずだ。あるいは承認がなく通告を受ける権利もないはずなんです。ところがそういうやうな介入が朝鮮の国民にとって、向うにとつては急迫不正の侵害だ。こういうわけでその根拠地をたたくんだ、これは自衛の戦いだ、朝鮮の飛行機なり何なりが日本に來て攻撃をした場合に、かつてはアメリカ軍がお断わりなしに、われわれの知らぬうちにやつた戦争によつて、われわれの受ける侵害が急迫不正の侵害である。かように考えざるを得ないといふことになつてくる。これは日本国民にとつては迷惑しごくじゃないですか。この前東京の小岩にジェット機が落ちた場合に補償の問題について私は本委員会でも質問いたしましたが……

「議事進行と内容が違ふじゃないか」「発言中だ」と呼び、その他発言する者多し」

○山本委員長 お静かに願ひます。

○西村(力)委員 そういう場合に、たとえば日本のわれわれの住家の上に、あるいは人間そのものの上に、アメリカ軍のタンクなり、爆弾なり、あるいは飛行機なりがおつちた場合、それに対して……

「約束が違ふじゃないじゃない

か」と呼び、その他発言する者多し」

○山本委員長 西村君に御注意申し上げます。議事進行に關して発言を許したのでございますから、どうぞ本論を率直簡明にお述べ願います。

「そんな議事進行があるが、内容が違ふじゃないか」と呼び、その他発言する者多し」

○山本委員長 お静かに願います。お静かに願います。——どうぞ発言して下さい。

○西村(力)委員 こういう工合に、アメリカの爆弾なりあるいは油のタンクなり、そういうものがおこちた場合に、アメリカ軍の戦闘行為における日本国民の被害であるが、それに対する補償は何ら要求する権利がないということになっている。こういうことではまことにわれわれは悲しいことなんだ。今言ったような工合に、急迫不正の侵害というても、われわれの責任が少しもない場合におけるその侵略に対しては、われわれは急迫不正の侵害として、そうして日本の青年を死地に追いやらなければならぬというところになる。この点もまことに疑義がある。そしてまた米軍といふのが、米軍には協議をするんだというが、米軍は日本を守る権利があると言っている。この間はダレスが台湾を守る権利があると言っている。彼らは日本を守る権利があると言っている。協議の行使であるから、日本との協議は決して対等ではない。彼らの軍事行動に日本の自衛隊が付属せられるだけである。この協議は決して対等な協議ではない。そういう意味からいいますと、それはまことに困つ

た発言である。こういう工合にいろいろあててみますれば、いざという場合には、議会の承認を得ずして自衛隊の全部または一部の出動を命ずることが出来る、進めと、今度は十六万何千で、あるいは飛行機を飛ばせばそれ以上になります。それに対して進撃の号令をかけることができるあなたが、侵略ができるのと軽々に発言をなさつたり、あるいはこのように突に解釈に苦しみ、御判断次第によつてはいかようにもできることでもって自衛隊の限界をそのままだにすり抜けていくというやうなことは、これはわれわれ国会議員の責任として見のがすことはできないことなんでしょう。近く三月十七日か十八日ですか、ジョン・フォスター・ダレスですか、あの人が日本にやってくるようですよ。ダレスが何しに来るか。今までダレスさんが足跡を印せられるたびごとに、何か血なまぐさい問題を起きておる。そういうダレス訪日を前にして、鳩山さんの発言というものは、単なる失言だとわれわれは受け取れない、こういうことでありますので、私たちとしてはこの防衛二法案を審議し、先ほどは高橋君の強引で審議打ち切りになり、ただいまはこれの撤回を求めたが、またそれも皆さんの多数の力で否決になりました。しかし問題は簡単に多数の力で押し切つていいものではない。国民のすべては、ことに次代をになう青少年は、この鳩山発言に対して重大なる関心を持っておる。また子を愛する母親やすべての人——まことにいい発言だと思つておるのは、鉄砲をかつぐ能力のなくなつた連中だけです。鉄砲をかつぐ能力のなくなつた連中こそ、鳩山発言まことに

にけつこうだ、こういうことになっておる。その次に、鉄砲だまを作つたが、特需が一千万ドルに減つたので、今度は何とか頼むというやうな連中、こういうことになるのではないかと。それで私たちはこの際動議として提出したいのは、明日鳩山総理が本委員会に御出席なさる、御苦勞千万でございますが、その際にわが党からも、ほんとうにお互い国を愛する国会議員の仲間として、そうして自衛隊の限界について徹底的に総理の御見解をただしていかなければならない。それが国民の負託に報いるゆえんのものである、かように考えるので、本日これから強引に採決をなさるやうなことは絶対ないように、明日の質問が終つて、全体の納得が国民の前に示される段階になりました、初めて防衛二法案の採決にいふべきである、私はさやうに動議を提出するものでございます。

○山本委員長 ただいまの西村君の動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立少数。よつて西村君の動議は否決されました。

○山本委員長 起立多数。よつて両案は、別に討論の通告もございませんので、これを省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし「討論々々」と呼び、その他発言する者多し〕

○山本委員長 なければ、さよう決します。

これより両案について採決いたします。両案を原案の通り可決するに賛成

の諸君の起立を求めます。

○山本委員長 起立多数。よつて両案はいずれも原案の通り可決いたしました。(拍手)

なお両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし「とつぶやきあり」〕

○山本委員長 御異議がなければさよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

〔参照〕
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕